

財 団 法 人

會 津 八 一 記 念 館

寄 付 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人會津八一記念館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を新潟市中央区西船見町5932番地561の新潟市會津八一記念館内に置く。

第2章 目的と事業

(目 的)

第3条 この法人は、會津八一の遺墨・遺品・著書をはじめ會津八一に関する資料を調査研究し、文学・芸術など学芸に残した業績を伝え、広く後学の研究と鑑賞に供し、教育・学術の興隆に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、會津八一に関する資料の調査研究
- 2、會津八一に関する諸展観の開催
- 3、會津八一に関する諸種の講演会、研究会の開催、及び印刷物の刊行
- 4、新潟市から委託を受けた新潟市會津八一記念館の管理
- 5、その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産と会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次のとおりとする。

- 1、財産目録に記載された財産
- 2、資産から生ずる収入
- 3、事業に伴う収入
- 4、寄付金品
- 5、その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2、基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3、運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て、確実な金融機関への預け入れ、信託会社への信託、国債、公債その他確実な有価証券の購入等、安全な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただしこの法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ主務官庁の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て主務官庁に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後、60日以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書、財産増減計算書とともに監事の意見を付け、理事会の承認を受けて主務官庁に報告するものとする。

(剰余金)

第12条 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(義務の負担と権利の放棄)

第13条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ主務官庁の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員と職員

(役員)

第15条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事（理事長、副理事長を含む）6名以上10名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2、理事長、副理事長は理事の互選とする。
- 3、理事の現在数の内、同一親族、特定の企業の関係者などは3分の1以下とし、同一業界の関係者は2分の1以下とする。
- 4、監事には、この法人の理事及び職員が含まれてはならない。
また、各監事は相互に親族その他、特別の関係であってはならない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表して業務を統括し、その職務を行う。

- 2、副理事長は、理事長を補佐する。
- 3、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長及び理事のうちあらかじめ理事長の定めた順位により理事長の職務を行う。
- 4、理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5、監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2、補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3、役員が、辞任し又は任期が満了した場合にも、後任者が就任するまでは、前任者が職務を行うものとする。

(役員の解任)

第19条 役員はこの法人の役員として、ふさわしくない行為があった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事会の議決により、これを解任することができる。

(役員の報酬)

第20条 役員は無給とする。ただし職務遂行上に要した実費を弁償することができる。

(評議員)

第21条 この法人は、評議員15名以上20名以内を置く。

- 2、評議員は理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
- 3、評議員のうちには、相互に親族その他特別の関係がある者の数、または役員の1人と親族その他、特別の関係がある者の数が評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4、評議員に第18条から20条までの規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第22条 評議員は評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ理事長に対し必要と認める事項について助言する。

- 2、次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 基本財産の処分についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項
 - (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(職員)

第23条 この法人に必要な職員を置き、理事長が任免する。

第5章 会議

(理事会)

第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2、理事会の議長は理事長とする。

(理事会の議事)

第25条 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2、やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、出席したものとみなす。

3、理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意を持って理事会の議決に代えることができる。

4、理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5、前項の場合においては、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(評議員会の招集および議事)

第26条 評議員会は理事長が招集する。

2、評議員会の議長は、評議員会において互選する。

3、評議員会には、第25条の規定を準用する。この場合において、この規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録の作成)

第27条 すべて会議には、議事録を作成し議長及び出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第6章 寄付行為の変更と解散

(寄付行為の変更)

第28条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決を経、かつ主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第29条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決を経、かつ主務官庁の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第30条 この法人の解散に伴う残余財産は、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人のうち、解散時における理事全員の議決を経、かつ主務官庁の許可を受けたものに帰属させるものとする。

第7章 補則

(細則)

第31条 この寄付行為の施行についての細則は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

2、この寄付行為は、平成10年5月12日から改正実施する。

附則

平成15年4月4日一部改正。

附則

平成19年4月1日一部改正